

食第1491号

令和元年6月3日

食品関係団体 各位

大阪府健康医療部
食の安全推進課長

食品表示法に関する学習会への講師派遣事業について（お知らせ）

日頃は、食の安全安心の推進について格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月に食品表示法が施行され、新表示に切り替え済みの食品も出回ってきています。今年度末（令和2年3月31日）をもって新食品表示基準に基づく表示に移行するための経過措置期間が終了します。

そこで、事業者の皆様の新表示への切り替えがスムーズに進められるよう、別紙のとおり各団体が主催する食品表示学習会に対し講師を派遣しておりますので、改めてご案内します。

特にこれから新表示への切り替えに取り組まれる予定の事業者の方々にも、基本からご説明いたしますので、是非当事業をご活用ください。

また、取引先等の事業者で新表示への移行が進んでいない方をご存知の場合には、今年度中に切り替えが必要な旨を情報提供していただければ幸いです。

本府では、今年9月に中小の事業者向けの食品表示研修会を計画しております。詳細が決定しだい、対象となる事業者へのお声がけをお願いする文書を、皆さま宛に再度発出する予定です。その節は可能な範囲で結構ですので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

担当 大阪府健康医療部食の安全推進課
食品表示グループ 梅澤

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館4階

TEL 06-6944-6319

FAX 06-6942-3910

メール：shokunoanzen-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

食品表示学習会への講師派遣について

食品表示基準の経過措置期間終了までに、新表示基準への切り替えがスムーズに進められるよう、下記のとおり各団体が主催する食品表示学習会に対し講師を派遣し、食品関連事業者の取組みを支援いたします。

記

1 開催日

平日の午前10時から午後5時までの2時間程度

土・日・祝日、年末年始（12月28日から1月3日まで）を除きます。

※業務の都合により、ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

2 申込可能人数

概ね20名以上が参加する学習会

3 開催場所やその他実施条件

講師派遣に係る費用は不要ですが、会場の確保、配布資料の印刷及び運営については、主催団体でお願いします。

学習会では、パワーポイントを使用するため、プロジェクター等の設備が必要です。

学習会の前には、講師と資料送付などの詳細を打ち合わせします。

※その他の詳細は講師とご相談ください。

4 テーマ

以下の内容から、お選びください。

①食品表示法の概要と新食品表示基準について

②業種別の食品表示方法について

③加工食品の栄養成分表示の表示方法について

④加工食品の原料原産地表示の方法について

⑤その他（個別の要望については要相談）

5 申込方法及び申込先

開催希望日の1か月前までに、電話で仮予約をしてください。

仮予約後、別添の「食品表示学習会講師派遣依頼申込書」に必要事項を記載し、次の宛先まで送付してください。

【申込先】

大阪府健康医療部食の安全推進課 食品表示グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館4階

TEL：06-6944-6319（直通）

FAX：06-6942-3910

メール：shokunoanzen-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

食品表示学習会講師派遣依頼申込書

令和 年 月 日

大阪府健康医療部
食の安全推進課長 様

住 所

団体名

代表者

学習会名	
参加人数	約 名
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	会場名： 住 所：
学習テーマ	<input type="checkbox"/> ①食品表示法の概要と新食品表示基準について <input type="checkbox"/> ②業種別の食品表示方法について <input type="checkbox"/> ③加工食品の栄養成分表示の表示方法について <input type="checkbox"/> ④加工食品の原料原産地表示の方法について <input type="checkbox"/> ⑤その他() ※ご希望のテーマに「■」でチェックしてください。(複数可)
連絡先	担当者： TEL： FAX： E-mail：
その他 希望事項	

